

わた SHIGA 輝く国スポ馬術競技会 馬事衛生対策実施要項

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ馬術競技会馬事衛生業務実施計画に基づき、馬術競技参加馬（以下、「参加馬」という。）の伝染性疾病予防およびまん延防止、健康管理および輸送等の馬事衛生対策ならびに馬のウェルフェアに関し必要な事項を定める。

2 期間

(1) リハーサル大会

入厩日 : 令和7年6月5日（木曜日）～6日（金曜日）

競技および退厩日 : 令和7年6月7日（土曜日）～8日（日曜日）

(2) 本大会

入厩日 : 令和7年9月27日（金曜日）～28日（日曜日）

競技および退厩日 : 令和7年9月29日（月曜日）～10月3日（金曜日）

3 実施体制

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、県実施本部（馬術班）内に馬事衛生係を設置する。馬事衛生係は、競技役員である日本馬術連盟規程に基づく獣医師団（以下、「獣医師団」という。）等と連携して馬事衛生業務を実施する。

4 適用基準

馬事衛生業務における防疫基準は、公益社団法人日本馬術連盟の「馬インフルエンザ予防接種実施要領」の最新版の規程および公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会の「三木ホースランドパーク入厩条件」に準拠するものとする。また、これらの運用においては、本実施要項に定めるもののほか、必要に応じて、同連盟が定める最新の「獣医規程」を参酌するものとする。

5 伝染性疾病予防およびまん延防止

馬事衛生係は、入厩から退厩までの期間、衛生管理区域を別添のとおり設定する。馬事衛生係および獣医師団は、競技会場に出入りする馬、人、車両等による伝染性疾病の持ち込み、持ち出しおよび衛生管理区域内でのまん延防止を目的として、防疫措置を以下のとおり実施する。

(1) 健康手帳等の確認、馬体照合および臨床検査

ア 馬事衛生係は、参加馬の監督、ホースマネージャー等の馬管理者（以下、「馬管理者等」という。）に対し、「馬インフルエンザ予防接種実施要領」および「三木ホースランドパーク入厩条件」を遵守することについてあらかじめ周知するとともに、到着後直ちに参加馬を馬事衛生係が指定する馬房に入厩させる。入厩後、馬管理者等は、馬事衛生係に「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」（以下、「健康手帳」という。）および「日本馬術連盟乗馬登録証」（以下、「登録証」という。）を提出し、以下に掲げる措置において、馬事衛生係および獣医師団の指示に従うものとする。

- イ 獣医師団は馬事衛生係と協力し、「馬インフルエンザ予防接種実施要領」に基づく予防接種が参加馬に実施されているかを健康手帳により確認するとともに、参加馬の特徴を登録証と照合する。併せて、視診、聴診、打診、触診およびその他必要と認める方法により、参加馬の臨床検査を実施する。
- ウ 馬事衛生係は、馬管理者等に対し、上記イに基づく確認および検査が終了するまで、参加馬を馬房に留まらせる。
- エ 馬事衛生係は、上記イの結果を馬管理者等に伝えるとともに、ワクチン未接種および登録証との照合で一致しない参加馬の馬管理者等に対して、速やかに参加馬を退厩させる旨を指示する。

(2) 消毒、清掃等

ア 衛生管理区域入口での消毒

馬事衛生係は、衛生管理区域を出入りする馬の蹄および人の靴底等の消毒のため、必要な箇所に消毒マットを設置するとともに、車両消毒のため、衛生管理区域の入口に車両消毒設備を設置する。

馬事衛生係は、消毒マットや車両消毒設備を適切に管理運用する。

イ 厩舎等の清掃および消毒

馬事衛生係は、入厩の期間前および退厩の期間後に、厩舎、馬洗い場、馬糞置場等の清掃および消毒を行う。期間中においては、馬管理者等において適宜清掃や消毒を実施し、厩舎、馬洗い場、馬糞置場等を清潔に保つよう努める。

ウ 立入り制限

衛生管理区域への立入りは、あらかじめ馬事衛生係が配付する「入厩許可証」を身に付け、定められた出入口からのみ行うものとする。

エ 隔離厩舎の設置

馬事衛生係は、伝染性疾病を発症した参加馬および伝染性疾病が疑われる参加馬（以下、「発症馬等」）を隔離するための隔離厩舎を衛生管理区域および競技会場外に設置する。馬管理者等は、馬事衛生係の指示に従い発症馬等を隔離厩舎へ移動させる。

6 競技会期間中の健康管理・馬診療・装蹄等

(1) 期間中の健康管理

馬事衛生係は、馬管理者等に対し、毎日、参加馬の健康観察および体温測定の結果を報告させ、獣医師団等と連携して、異常の早期発見に努める。

(2) 馬診療

ア 馬事衛生係が配置する診療を行う獣医師（以下、「救護獣医師」という。）

馬事衛生係は、期間中、参加馬の傷病発生等に対応するため、馬診療所を設置し、救護獣医師を配置する。救護獣医師は、昼間は競技会場に常駐し、夜間は競技会場の近隣に待機する。

救護獣医師は、馬管理者等の依頼により、参加馬に発生した傷病等の応急手当等を行う。なお、費用は馬管理者等が負担し、支払方法は別途定める。

イ 救護獣医師以外の診療を行う獣医師（以下、「外来獣医師」という。）

外来獣医師は、期間中に参加馬の診療をする場合、別途定めた方法により事前に馬事衛生係に届け出なければならない。なお、支払方法は外来獣医師で定めるものとし、費用は馬管理者等が負担する。

ウ 報告等

救護獣医師および外来獣医師は、その実績を各診療日の翌日までに馬事衛生係に提出する。

エ 医薬品等

馬事衛生係は、救護獣医師と協議し、診療に使用する医薬品等を配備するものとする。

外来獣医師は、診療に使用する医薬品等はすべて自らの責任において準備するものとする。

(3) 参加馬に異常があった場合

馬事衛生係は、上記5(2)アおよびイにより救護獣医師または外来獣医師から参加馬の異常の報告を受けた場合、獣医師団等と協議し、必要な措置を講ずる。

(4) 装蹄

ア 馬事衛生係が配置する装蹄師（以下、「公設装蹄師」という。）

馬事衛生係は、公設装蹄師を期間中の昼間、競技会場に常駐させる。公設装蹄師は、馬管理者等の依頼により、参加馬に発生した落鉄等に対する装蹄業務を行う。なお、費用は馬管理者等が負担し、支払方法は別途定める。

イ 公設装蹄師以外の装蹄師（以下、「外来装蹄師」という。）

外来装蹄師は、期間中に参加馬の装蹄業務をする場合、別途定めた方法により事前に馬事衛生係に届け出なければならない。なお、支払方法は外来装蹄師で定めるものとし、費用は馬管理者等が負担する。

ウ 報告等

公設装蹄師および外来装蹄師は、その実績を各従事日の翌日までに馬事衛生係に提出する。

7 伝染性疾病発生時の対応

馬事衛生係は、参加馬に伝染性疾病等を疑う事例が発生した場合、兵庫県姫路家畜保健衛生所に報告し、兵庫県の家畜防疫員の指示に従い、まん延防止のために必要な措置をとるものとする。

8 入・退厩

(1) 入・退厩計画の作成

馬事衛生係は、入・退厩可能日時を定め、すべての参加馬が安全に入・退厩できるように、入・退厩計画を作成する。

(2) 入・退厩時の手続きおよび連絡調整

ア 入厩時

馬管理者等は、実行委員会に対してあらかじめ入厩申請をするものとし、申し込むことなく入厩することは一切認めない。申請は、馬運車ごとに、入厩予定日時、参加馬の輸送頭数、車両番号等、実行委員会があらかじめ定めた項目を申告して行うものとする。また、申請後に変更がある場合は必ず実行委員会に連絡する。

イ 退厩時

馬管理者等は、入厩と同様に、実行委員会に対してあらかじめ退厩申込をするものとし、申し込むことなく退厩することは一切認めない。

9 飼料および敷料

(1) 飼料

馬管理者等は、入厩時に参加馬の飼料を持参もしくは調達し、退厩の際は全て持ち帰ること。なお、調達する際は、実行委員会が紹介する飼料業者を利用することもできる。

(2) 敷料

敷料はおが粉等とし、馬事衛生係は、参加馬が在厩中に必要な敷料を準備するとともに、不足が生じた場合は適宜支給する。

10 馬管理者等の責務

(1) 出発前の健康検査および参加馬の輸送

馬管理者等は、競技場入厩の1週間前から極力馬の移動を控え、入厩直前に発熱、咳や鼻水などの臨床症状がないことを確認し、輸送日の3日前からは参加馬の体温測定を行い、異常がないことを確認する。

また、参加馬の輸送は馬運車を使用するものとし、参加馬を積み込む前に馬運車の内部清掃および消毒を行うこと。なお、輸送は馬管理者等の責任および費用で行う。

(2) 健康手帳ならびに登録証の確認および携行

馬管理者等は、出発前に馬インフルエンザワクチンの接種の確認および登録証と参加馬の照合を行う。

馬管理者等のうち参加馬の入厩に立ち会う者は、健康手帳および登録証を会場に携行し、会場到着後速やかに馬事衛生係に提出する。

(3) 期間中の参加馬の体温測定および健康観察

馬管理者等は、期間中毎日、参加馬の体温測定および健康観察を行い、別に定める方法で、その結果を馬事衛生係に報告するとともに、異常の早期発見に努めるものとする。なお、異常を発見した場合は、速やかに救護獣医師および外来獣医師等を通じて馬事衛生係に連絡しなければならない。

(4) 厩舎内外の清掃等

馬管理者等は期間中および退厩時、厩舎内外の清掃を行い、清潔に保つよう努める。

11 その他

本実施要項に定めるもののほか、馬事衛生に必要な事項や様式等については別に定める。